

中華人民共和國反マネーロンダリング法（日本語訳）

出典：全国人民代表大会ウェブサイト掲載「中華人民共和國反洗钱法」（2024年11月8日改正、2025年1月1日施行）

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202411/t20241108_440887.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。

沿革：2006年10月31日第10期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で可決、2024年11月8日第14期全国人民代表大会常務委員会第12回会議で改正。2025年1月1日から施行。

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】为了预防洗钱活动，遏制洗钱以及相关犯罪，加强和规范反洗钱工作，维护金融秩序、社会公共利益和国家安全，根据宪法，制定本法。

【訳文】マネーロンダリング活動を予防し、マネーロンダリング及び関連する犯罪を抑止し、反マネーロンダリング業務を強化し及び規範化し、金融秩序、社会の公共の利益及び国家の安全を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】本法所称反洗钱，是指为了预防通过各种方式掩饰、隐瞒毒品犯罪、黑社会性质的组织犯罪、恐怖活动犯罪、走私犯罪、贪污贿赂犯罪、破坏金融管理秩序犯罪、金融诈骗犯罪和其他犯罪所得及其收益的来源、性质的洗钱活动，依照本法规定采取相关措施的行为。

预防恐怖主义融资活动适用本法；其他法律另有规定的，适用其规定。

【訳文】この法律において反マネーロンダリングとは、各種の方法により薬物犯罪、黒社会的性質を有する組織の犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職・賄賂犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪、金融詐欺犯罪その他の犯罪の所得及びその収益の出所及び性質を隠蔽し又は秘匿するマネーロンダリング活動を予防するため、この法律の規定に従って関連する措置をとる行為をいう。

テロ資金供与活動の予防には、この法律を適用する。その他の法律に別段の定めがあるときは、その定めを適用する。

第三条

【原文】反洗钱工作应当贯彻落实党和国家路线方针政策、决策部署，坚持总体国家安全观，完善监督管理体制机制，健全风险防控体系。

【訳文】反マネーロンダリング業務は、党及び国家の路線、方針、政策並びに意思決定及び配置を貫徹して実施し、総体的国家安全観を堅持し、監督管理の体制及び仕組みを整備し、リスクの予防及び管理の体系を健全化しなければならない。

第四条

【原文】反洗钱工作应当依法进行，确保反洗钱措施与洗钱风险相适应，保障正常金融服务和资金流转顺利进行，维护单位和个人的合法权益。

【訳文】反マネーロンダリング業務は、法に従って行い、反マネーロンダリング措置をマネーロンダリングのリスクに相応したものとし、正常な金融サービス及び資金の流通が円滑に行われることを保障し、法人その他の団体及び個人の合法的な権益を守らなければならない。

第五条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门负责全国的反洗钱监督管理工作。国务院有关部门在各自的职责范围内履行反洗钱监督管理职责。

国务院反洗钱行政主管部门、国务院有关部门、监察机关和司法机关在反洗钱工作中应当相互配合。

【訳文】 国務院の反マネーロンダリング行政主管部門は、全国の反マネーロンダリングの監督管理業務について責任を負う。国務院の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で反マネーロンダリングの監督管理の職責を履行する。

国務院の反マネーロンダリング行政主管部門、国務院の関係部門、監察機関及び司法機関は、反マネーロンダリング業務において相互に協力しなければならない。

第六条

【原文】 在中华人民共和国境内（以下简称境内）设立的金融机构和依照本法规定应当履行反洗钱义务的特定非金融机构，应当依法采取预防、监控措施，建立健全反洗钱内部控制制度，履行客户尽职调查、客户身份资料和交易记录保存、大额交易和可疑交易报告、反洗钱特别预防措施等反洗钱义务。

【訳文】 中華人民共和国の境内（以下「境内」という。）に設立された金融機関及びこの法律の規定により反マネーロンダリング義務を履行すべき特定非金融機関は、法に従って予防及び監視の措置をとり、反マネーロンダリングの内部統制制度を確立し及び健全化し、顧客デューデリジェンス、顧客の身元資料及び取引記録の保存、大口取引及び疑わしい取引の報告、反マネーロンダリング特別予防措置等の反マネーロンダリング義務を履行しなければならない。

第七条

【原文】 对依法履行反洗钱职责或者义务获得的客户身份资料和交易信息、反洗钱调查信息等反洗钱信息，应当予以保密；非依法律规定，不得向任何单位和个人提供。

反洗钱行政主管部门和其他依法负有反洗钱监督管理职责的部门履行反洗钱职责获得的客户身份资料和交易信息，只能用于反洗钱监督管理和行政调查工作。

司法机关依照本法获得的客户身份资料和交易信息，只能用于反洗钱相关刑事诉讼。

国家有关机关使用反洗钱信息应当依法保护国家秘密、商业秘密和个人隐私、个人信息。

【訳文】 法に従って反マネーロンダリングの職責又は義務を履行することにより取得した顧客の身元資料及び取引情報、反マネーロンダリング調査の情報等の反マネーロンダリング情報は、秘密を保持しなければならない、法律の規定によらなければ、いかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

反マネーロンダリング行政主管部門その他の法により反マネーロンダリングの監督管理の職責を負う部門が反マネーロンダリングの職責を履行することにより取得した顧客の身元資料及び取引情報は、反マネーロンダリングの監督管理及び行政調査の業務にのみ用いることができる。

司法機関がこの法律に従って取得した顧客の身元資料及び取引情報は、反マネーロンダリングに関連する刑事訴訟にのみ用いることができる。

国家の関係機関は、反マネーロンダリング情報を使用するに当たり、法に従って国家秘密、営業秘密並びに個人のプライバシー及び個人情報を保護しなければならない。

第八条

【原文】履行反洗钱义务的机构及其工作人员依法开展提交大额交易和可疑交易报告等工作，受法律保护。

【訳文】反マネーロンダリング義務を履行する機関及びその職員が法に従って大口取引及び疑わしい取引の報告の提出等の業務を行うことは、法律の保護を受ける。

第九条

【原文】反洗钱行政主管部门会同国家有关机关通过多种形式开展反洗钱宣传教育活动，向社会公众宣传洗钱活动的违法性、危害性及其表现形式等，增强社会公众对洗钱活动的防范意识和识别能力。

【訳文】反マネーロンダリング行政主管部門は、国家の関係機関と共同して、多様な形式により反マネーロンダリングの宣伝教育活動を行い、社会公衆に対しマネーロンダリング活動の違法性、危害性及びその表れの形態等を宣伝し、マネーロンダリング活動に対する社会公衆の警戒意識及び識別能力を高める。

第十条

【原文】任何单位和个人不得从事洗钱活动或者为洗钱活动提供便利，并应当配合金融机构和特定非金融机构依法开展的客户尽职调查。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、マネーロンダリング活動に従事し、又はマネーロンダリング活動に便宜を提供してはならず、金融機関及び特定非金融機関が法に従って行う顧客デューデリジェンスに協力しなければならない。

第十一条

【原文】任何单位和个人发现洗钱活动，有权向反洗钱行政主管部门、公安机关或者其他有关国家机关举报。接受举报的机关应当对举报人和举报内容保密。

对在反洗钱工作中做出突出贡献的单位和个人，按照国家有关规定给予表彰和奖励。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、マネーロンダリング活動を発見したときは、反マネーロンダリング行政主管部門、公安機関その他の関係する国家機関に通報する権利を有する。通報を受けた機関は、通報者及び通報内容の秘密を保持しなければならない。反マネーロンダリング業務において際立った貢献をした法人その他の団体及び個人に対しては、国家の関係規定に従って表彰し及び奨励する。

第十二条

【原文】在中华人民共和国境外（以下简称境外）的洗钱和恐怖主义融资活动，危害中华人民共和国主权和安全，侵犯中华人民共和国公民、法人和其他组织合法权益，或者扰乱境内金融秩序的，依照本法以及相关法律规定处理并追究法律责任。

【訳文】中華人民共和国の境外（以下「境外」という。）におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与の活動が、中華人民共和国の主権及び安全に危害を及ぼし、中華人民共和国の公民、法人その他の組織の合法的な権益を侵害し、又は境内の金融秩序を攪乱するときは、この法律及び関連する法律の規定に従って処理し、法律上の責任を追及する。

第2章 反マネーロンダリングの監督管理（第二章 反洗钱监督管理）

第十三条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门组织、协调全国的反洗钱工作，负责反洗钱的资金监测，制定或者会同国务院有关金融管理部门制定金融机构反洗钱管理规定，监督检查金融机构履行反洗钱义务的情况，在职责范围内调查可疑交易活动，履行法律和国务院规定的有关反洗钱的其他职责。

国务院反洗钱行政主管部门的派出机构在国务院反洗钱行政主管部门的授权范围内，对金融机构履行反洗钱义务的情况进行监督检查。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、全国の反マネーロンダリング業務を組織し及び調整し、反マネーロンダリングの資金監視について責任を負い、金融機関の反マネーロンダリング管理規定を制定し又は国务院の関係金融管理部门と共同して制定し、金融機関による反マネーロンダリング義務の履行状況を監督検査し、職責の範囲内で疑わしい取引活動を調査し、法律及び国务院が定める反マネーロンダリングに関するその他の職責を履行する。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部門の派出機関は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門の授權の範囲内で、金融機関による反マネーロンダリング義務の履行状況について監督検査を行う。

第十四条

【原文】国务院有关金融管理部门参与制定所监督管理的金融机构反洗钱管理规定，履行法律和国务院规定的有关反洗钱的其他职责。

有关金融管理部门应当在金融机构市场准入中落实反洗钱审查要求，在监督管理工作中发现金融机构违反反洗钱规定的，应当将线索移送反洗钱行政主管部门，并配合其进行处理。

【訳文】 国務院の関係金融管理部门は、その監督管理する金融機関の反マネーロンダリング管理規定の制定に参加し、法律及び国務院が定める反マネーロンダリングに関するその他の職責を履行する。

関係金融管理部门は、金融機関の市場参入において反マネーロンダリング審査の要求を実施し、監督管理業務において金融機関の反マネーロンダリング規定違反を発見したときは、手掛かりを反マネーロンダリング行政主管部门に移送し、その処理に協力しなければならない。

第十五条

【原文】 国务院有关特定非金融机构主管部门制定或者国务院反洗钱行政主管部门会同其制定特定非金融机构反洗钱管理规定。

有关特定非金融机构主管部门监督检查特定非金融机构履行反洗钱义务的情况，处理反洗钱行政主管部门提出的反洗钱监督管理建议，履行法律和国务院规定的有关反洗钱的其他职责。有关特定非金融机构主管部门根据需要，可以请求反洗钱行政主管部门协助其监督检查。

【訳文】 国務院の関係特定非金融機関主管部门は、特定非金融機関の反マネーロンダリング管理規定を制定し、又は国務院の反マネーロンダリング行政主管部门がこれと共同して制定する。

関係特定非金融機関主管部门は、特定非金融機関による反マネーロンダリング義務の履行状況を監督検査し、反マネーロンダリング行政主管部门が提出した反マネーロンダリングの監督管理に関する建議を処理し、法律及び国務院が定める反マネーロンダリングに関するその他の職責を履行する。関係特定非金融機関主管部门は、必要に応じて、反マネーロンダリング行政主管部门にその監督検査への協力を求めることができる。

第十六条

【原文】 国务院反洗钱行政主管部门设立反洗钱监测分析机构。反洗钱监测分析机构开展反洗钱资金监测，负责接收、分析大额交易和可疑交易报告，移送分析结果，并按照规定向国务院反洗钱行政主管部门报告工作情况，履行国务院反洗钱行政主管部门规定的其他职责。

反洗钱监测分析机构根据依法履行职责的需要，可以要求履行反洗钱义务的机构提供与大额交易和可疑交易相关的补充信息。

反洗钱监测分析机构应当健全监测分析体系，根据洗钱风险状况有针对性地开展监测分析工作，按照规定向履行反洗钱义务的机构反馈可疑交易报告使用情况，不断提高监测分析水平。

【訳文】 国務院の反マネーロンダリング行政主管部门は、反マネーロンダリング監視分析機構を設立する。反マネーロンダリング監視分析機構は、反マネーロンダリングの資金監視を

行い、大口取引及び疑わしい取引の報告の受理及び分析並びに分析結果の移送について責任を負い、規定に従って国务院の反マネーロンダリング行政主管部門に業務状況を報告し、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が定めるその他の職責を履行する。

反マネーロンダリング監視分析機構は、法に従った職責の履行の必要に応じて、反マネーロンダリング義務を履行する機関に対し、大口取引及び疑わしい取引に関連する補充情報の提供を求めることができる。

反マネーロンダリング監視分析機構は、監視分析体系を健全化し、マネーロンダリングのリスク状況に応じて的を絞った監視分析業務を行い、規定に従って反マネーロンダリング義務を履行する機関に疑わしい取引の報告の使用状況をフィードバックし、監視分析の水準を絶えず高めなければならない。

第十七条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门为履行反洗钱职责，可以从国家有关机关获取所必需的信息，国家有关机关应当依法提供。

国务院反洗钱行政主管部门应当向国家有关机关定期通报反洗钱工作情况，依法向履行与反洗钱相关的监督管理、行政调查、监察调查、刑事诉讼等职责的国家有关机关提供所必需的反洗钱信息。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、反マネーロンダリングの職責を履行するため、国家の関係機関から必要な情報を取得することができ、国家の関係機関は、法に従ってこれを提供しなければならない。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、国家の関係機関に対し反マネーロンダリング業務の状況を定期的に通報し、反マネーロンダリングに関連する監督管理、行政調査、監察調査、刑事訴訟等の職責を履行する国家の関係機関に対し、法に従って必要な反マネーロンダリング情報を提供しなければならない。

第十八条

【原文】出入境人员携带的现金、无记名支付凭证等超过规定金额的，应当按照规定向海关申报。海关发现个人出入境携带的现金、无记名支付凭证等超过规定金额的，应当及时向反洗钱行政主管部门通报。

前款规定的申报范围、金额标准以及通报机制等，由国务院反洗钱行政主管部门、国务院外汇管理部门按照职责分工会同海关总署规定。

【訳文】出入国者が携帯する現金、無記名支払証票等が規定の金額を超えるときは、規定に従って税関に申告しなければならない。税関は、個人が出入国に際して携帯する現金、無記名支払証票等が規定の金額を超えていることを発見したときは、速やかに反マネーロンダリング行政主管部門に通報しなければならない。

前項に定める申告の範囲、金額の基準及び通報の仕組み等は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門及び国务院の外貨管理部門が職責の分担に従い、税関総署と共同して定める。

第十九条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门会同国务院有关部门建立法人、非法人组织受益所有人信息管理制度。

法人、非法人组织应当保存并及时更新受益所有人信息，按照规定向登记机关如实提交并及时更新受益所有人信息。反洗钱行政主管部门、登记机关按照规定管理受益所有人信息。

反洗钱行政主管部门、国家有关机关为履行职责需要，可以依法使用受益所有人信息。金融机构和特定非金融机构在履行反洗钱义务时依法查询核对受益所有人信息；发现受益所有人信息错误、不一致或者不完整的，应当按照规定进行反馈。使用受益所有人信息应当依法保护信息安全。

本法所称法人、非法人组织的受益所有人，是指最终拥有或者实际控制法人、非法人组织，或者享有法人、非法人组织最终收益的自然人。具体认定标准由国务院反洗钱行政主管部门会同国务院有关部门制定。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、国务院の関係部門と共同して、法人及び非法人組織の実質的支配者（受益所有者）情報の管理制度を確立する。

法人及び非法人組織は、実質的支配者情報を保存し及び速やかに更新し、規定に従って登記機関に実質的支配者情報を事実のとおり提出し及び速やかに更新しなければならない。反マネーロンダリング行政主管部門及び登記機関は、規定に従って実質的支配者情報を管理する。

反マネーロンダリング行政主管部門及び国家の関係機関は、職責の履行の必要に応じて、法に従って実質的支配者情報を使用することができる。金融機関及び特定非金融機関は、反マネーロンダリング義務を履行するに当たり、法に従って実質的支配者情報を照会し照合する。実質的支配者情報に誤り、不一致又は不完全な点を発見したときは、規定に従ってフィードバックしなければならない。実質的支配者情報の使用に当たっては、法に従って情報の安全を保護しなければならない。

この法律において法人及び非法人組織の実質的支配者とは、法人若しくは非法人組織を最終的に所有し若しくは実際に支配し、又は法人若しくは非法人組織の最終的な収益を享受する自然人をいう。具体的な認定基準は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が国务院の関係部門と共同して制定する。

第二十条

【原文】反洗钱行政主管部门和其他依法负有反洗钱监督管理职责的部门发现涉嫌洗钱以及相关违法犯罪的交易活动，应当将线索和相关证据材料移送有管辖权的机关处理。接受移送的机关应当按照有关规定反馈处理结果。

【訳文】反マネーロンダリング行政主管部門その他の法により反マネーロンダリングの監督管理の職責を負う部門は、マネーロンダリング及び関連する違法犯罪の嫌疑がある取引活動を発見したときは、手掛かり及び関連する証拠資料を管轄権を有する機関に移送して処理させなければならない。移送を受けた機関は、関係規定に従って処理結果をフィードバックしなければならない。

第二十一条

【原文】反洗钱行政主管部门为依法履行监督管理职责，可以要求金融机构报送履行反洗钱义务情况，对金融机构实施风险监测、评估，并就金融机构执行本法以及相关管理规定的情况进行评价。必要时可以按照规定约谈金融机构的董事、监事、高级管理人员以及反洗钱工作直接负责人，要求其就有关事项说明情况；对金融机构履行反洗钱义务存在的问题进行提示。

【訳文】反マネーロンダリング行政主管部門は、法に従って監督管理の職責を履行するため、金融機関に反マネーロンダリング義務の履行状況の報告を求め、金融機関に対してリスクの監視及び評価を実施し、並びに金融機関によるこの法律及び関連する管理規定の執行状況について評価を行うことができる。必要があるときは、規定に従って金融機関の取締役、監査役、高級管理職及び反マネーロンダリング業務の直接の責任者と面談し、関係事項について状況の説明を求めることができ、金融機関の反マネーロンダリング義務の履行に存在する問題について注意喚起を行う。

第二十二条

【原文】反洗钱行政主管部门进行监督检查时，可以采取下列措施：

- （一）进入金融机构进行检查；
- （二）询问金融机构的工作人员，要求其对有关被检查事项作出说明；
- （三）查阅、复制金融机构与被检查事项有关的文件、资料，对可能被转移、隐匿或者毁损的文件、资料予以封存；
- （四）检查金融机构的计算机网络与信息系统，调取、保存金融机构的计算机网络与信息系统中的有关数据、信息。

进行前款规定的监督检查，应当经国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构负责人批准。检查人员不得少于二人，并应当出示执法证件和检查通知书；检查人员少于二人或者未出示执法证件和检查通知书的，金融机构有权拒绝接受检查。

【訳文】反マネーロンダリング行政主管部門は、監督検査を行うに当たり、次に掲げる措置をとることができる。

- （1）金融機関に立ち入って検査すること。
- （2）金融機関の職員に質問し、検査対象事項について説明を求めること。
- （3）検査対象事項に係る金融機関の文書及び資料を閲覧し及び複製し、移転され、隠匿され又は毀損されるおそれのある文書及び資料を封印保存すること。
- （4）金融機関のコンピュータネットワーク及び情報システムを検査し、金融機関のコンピュータネットワーク及び情報システム中の関係するデータ及び情報を取得し及び保存すること。

前項に定める監督検査を行うには、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関の責任者の承認を得なければならない。検査人員は2人を下回ってはならず、かつ、法執行証及び検査通知書を提示しなければならない。検査人員が2人に満たず、又は法執行証及び検査通知書を提示しないときは、金融機関は、検査を受けることを拒む権利を有する。

第二十三条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门会同国家有关机关评估国家、行业面临的洗钱风险，发布洗钱风险指引，加强对履行反洗钱义务的机构指导，支持和鼓励反洗钱领域技术创新，及时监测与新领域、新业态相关的新型洗钱风险，根据洗钱风险状况优化资源配置，完善监督管理措施。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、国家の関係機関と共同して、国家及び業界が直面するマネーロンダリングのリスクを評価し、マネーロンダリングリスクに関する指針を發布し、反マネーロンダリング義務を履行する機関に対する指導を強化し、反マネーロンダリング分野の技術革新を支援し及び奨励し、新たな分野及び新たな業態に関連する新型のマネーロンダリングのリスクを速やかに監視し、マネーロンダリングのリスク状況に応じて資源の配置を最適化し、監督管理措置を整備する。

第二十四条

【原文】对存在严重洗钱风险的国家或者地区，国务院反洗钱行政主管部门可以在征求国家有关机关意见的基础上，经国务院批准，将其列为洗钱高风险国家或者地区，并采取相应措施。

【訳文】重大なマネーロンダリングのリスクが存在する国又は地域について、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、国家の関係機関の意見を聴取した上で、国务院の承認を得て、これをマネーロンダリング高リスク国又は地域に指定し、相応の措置をとることができる。

第二十五条

【原文】履行反洗钱义务的机构可以依法成立反洗钱自律组织。反洗钱自律组织与相关行业自律组织协同开展反洗钱领域的自律管理。

反洗钱自律组织接受国务院反洗钱行政主管部门的指导。

【訳文】反マネーロンダリング義務を履行する機関は、法に従って反マネーロンダリング自律組織を設立することができる。反マネーロンダリング自律組織は、関係業界の自律組織と協同して、反マネーロンダリング分野の自律管理を行う。

反マネーロンダリング自律組織は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门の指導を受ける。

第二十六条

【原文】提供反洗钱咨询、技术、专业能力评价等服务的机构及其工作人员，应当勤勉尽责、恪尽职守地提供服务；对于因提供服务获得的数据、信息，应当依法妥善处理，确保数据、信息安全。

国务院反洗钱行政主管部门应当加强对上述机构开展反洗钱有关服务工作的指导。

【訳文】反マネーロンダリングに関するコンサルティング、技術、専門能力評価等のサービスを提供する機関及びその職員は、勤勉に責任を尽くし、職務を全うしてサービスを提供しなければならない。サービスの提供により取得したデータ及び情報については、法に従って適切に処理し、データ及び情報の安全を確保しなければならない。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部门は、上記の機関が行う反マネーロンダリング関連サービス業務に対する指導を強化しなければならない。

第3章 反マネーロンダリング義務（第三章 反洗钱义务）

第二十七条

【原文】金融机构应当依照本法规定建立健全反洗钱内部控制制度，设立专门机构或者指定内设机构牵头负责反洗钱工作，根据经营规模和洗钱风险状况配备相应的人员，按照要求开展反洗钱培训和宣传。

金融机构应当定期评估洗钱风险状况并制定相应的风险管理制度和流程，根据需要建立相关信息系统。

金融机构应当通过内部审计或者社会审计等方式，监督反洗钱内部控制制度的有效实施。

金融机构的负责人对反洗钱内部控制制度的有效实施负责。

【訳文】金融機関は、この法律の規定に従って反マネーロンダリングの内部統制制度を確立し及び健全化し、専門の部署を設置し又は内部の部署を指定して反マネーロンダリング業務

を主導させ、経営規模及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて相応の人員を配置し、要求に従って反マネーロンダリングの研修及び宣伝を行わなければならない。

金融機関は、マネーロンダリングのリスク状況を定期的に評価して相応のリスク管理制度及び手順を定め、必要に応じて関連する情報システムを構築しなければならない。

金融機関は、内部監査又は外部監査等の方法により、反マネーロンダリングの内部統制制度の有効な実施を監督しなければならない。

金融機関の責任者は、反マネーロンダリングの内部統制制度の有効な実施について責任を負う。

第二十八条

【原文】 金融机构应当按照规定建立客户尽职调查制度。

金融机构不得为身份不明的客户提供服务或者与其进行交易，不得为客户开立匿名账户或者假名账户，不得为冒用他人身份的客户开立账户。

【訳文】 金融機関は、規定に従って顧客デューデリジェンス制度を確立しなければならない。

金融機関は、身元の不明な顧客にサービスを提供し、又はこれと取引をしてはならず、顧客のために匿名口座若しくは仮名口座を開設してはならず、他人の身元を冒用する顧客のために口座を開設してはならない。

第二十九条

【原文】 有下列情形之一的，金融机构应当开展客户尽职调查：

- （一）与客户建立业务关系或者为客户提供规定金额以上的一次性金融服务；
- （二）有合理理由怀疑客户及其交易涉嫌洗钱活动；
- （三）对先前获得的客户身份资料的真实性、有效性、完整性存在疑问。

客户尽职调查包括识别并采取合理措施核实客户及其受益所有人身份，了解客户建立业务关系和交易的目的，涉及较高洗钱风险的，还应当了解相关资金来源和用途。

金融机构开展客户尽职调查，应当根据客户特征和交易活动的性质、风险状况进行，对于涉及较低洗钱风险的，金融机构应当根据情况简化客户尽职调查。

【訳文】 次のいずれかに該当するときは、金融機関は、顧客デューデリジェンスを行わなければならない。

- （１）顧客と業務関係を確立し、又は顧客に規定の金額以上の一回限りの金融サービスを提供するとき。
- （２）顧客及びその取引にマネーロンダリング活動の嫌疑があると疑う合理的な理由があるとき。
- （３）以前に取得した顧客の身元資料の真実性、有効性又は完全性に疑問があるとき。

顧客デューデリジェンスには、顧客及びその実質的支配者の身元を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認すること並びに顧客が業務関係を確立し及び取引をする目的を把握することが含まれ、比較的高いマネーロンダリングのリスクに関わる場合は、関連する資金の出所及び用途も把握しなければならない。

金融機関は、顧客デューデリジェンスを行うに当たり、顧客の特徴並びに取引活動の性質及びリスク状況に応じてこれを行わなければならない、比較的低いマネーロンダリングのリスクに関わるものについては、状況に応じて顧客デューデリジェンスを簡素化しなければならない。

第三十条

【原文】在业务关系存续期间，金融机构应当持续关注并评估客户整体状况及交易情况，了解客户的洗钱风险。发现客户进行的交易与金融机构所掌握的客户身份、风险状况等不符的，应当进一步核实客户及其交易有关情况；对存在洗钱高风险情形的，必要时可以采取限制交易方式、金额或者频次，限制业务类型，拒绝办理业务，终止业务关系等洗钱风险管理措施。

金融机构采取洗钱风险管理措施，应当在其业务权限范围内按照有关管理规定的要求和程序进行，平衡好管理洗钱风险与优化金融服务的关系，不得采取与洗钱风险状况明显不相匹配的措施，保障与客户依法享有的医疗、社会保障、公用事业服务等相关的基本的、必需的金融服务。

【訳文】業務関係の存続期間中、金融機関は、顧客の全体的な状況及び取引状況を継続的に注視し及び評価し、顧客のマネーロンダリングのリスクを把握しなければならない。顧客が行う取引が、金融機関が把握している顧客の身元、リスク状況等と一致しないことを発見したときは、顧客及びその取引に係る状況を更に確認しなければならない。マネーロンダリングの高リスクの事情が存在するものについては、必要に応じて、取引の方法、金額若しくは頻度の制限、業務の種類の制限、業務の取扱いの拒否、業務関係の終了等のマネーロンダリングリスク管理措置をとることができる。

金融機関は、マネーロンダリングリスク管理措置をとるに当たり、その業務権限の範囲内で関係管理規定の要求及び手続に従って行い、マネーロンダリングのリスクの管理と金融サービスの最適化との関係の均衡をよくとり、マネーロンダリングのリスク状況に明らかに見合わない措置をとってはならず、顧客が法により享受する医療、社会保障、公共事業サービス等に関連する基本的かつ必要な金融サービスを保障しなければならない。

第三十一条

【原文】客户由他人代理办理业务的，金融机构应当按照规定核实代理关系，识别并核实代理人的身份。

金融机构与客户订立人身保险、信托等合同，合同的受益人不是客户本人的，金融机构应当识别并核实受益人的身份。

【訳文】顧客が他人を代理人として業務を行うときは、金融機関は、規定に従って代理関係を確認し、代理人の身元を識別し及び確認しなければならない。

金融機関が顧客と生命保険、信託等の契約を締結し、契約の受益者が顧客本人でないときは、金融機関は、受益者の身元を識別し及び確認しなければならない。

第三十二条

【原文】金融机构依托第三方开展客户尽职调查的，应当评估第三方的风险状况及其履行反洗钱义务的能力。第三方具有较高风险情形或者不具备履行反洗钱义务能力的，金融机构不得依托其开展客户尽职调查。

金融机构应当确保第三方已经采取符合本法要求的客户尽职调查措施。第三方未采取符合本法要求的客户尽职调查措施的，由该金融机构承担未履行客户尽职调查义务的法律責任。

第三方应当向金融机构提供必要的客户尽职调查信息，并配合金融机构持续开展客户尽职调查。

【訳文】金融機関が第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行うときは、第三者のリスク状況及びその反マネーロンダリング義務の履行能力を評価しなければならない。第三者に比較的高いリスクの事情があり、又は第三者が反マネーロンダリング義務の履行能力を備えていないときは、金融機関は、これに依拠して顧客デューデリジェンスを行ってはならない。

金融機関は、第三者がこの法律の要求に適合する顧客デューデリジェンス措置を既にとっていることを確保しなければならない。第三者がこの法律の要求に適合する顧客デューデリジェンス措置をとっていないときは、当該金融機関が顧客デューデリジェンス義務を履行しなかったこと法律上の責任を負う。

第三者は、金融機関に必要な顧客デューデリジェンス情報を提供し、金融機関が継続的に顧客デューデリジェンスを行うことに協力しなければならない。

第三十三条

【原文】金融机构进行客户尽职调查，可以通过反洗钱行政主管部门以及公安、市场监督管理、民政、税务、移民管理、电信管理等部门依法核实客户身份等有关信息，相关部门应当依法予以支持。

国务院反洗钱行政主管部门应当协调推动相关部门为金融机构开展客户尽职调查提供必要的便利。

【訳文】金融機関は、顧客デューデリジェンスを行うに当たり、反マネーロンダリング行政主管部門並びに公安、市場監督管理、民政、税務、移民管理、電気通信管理等の部門を通じ

て、法に従って顧客の身元等の関係情報を確認することができ、関係部門は、法に従ってこれを支援しなければならない。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、関係部門が金融機関の顧客デューデリジェンスの実施に必要な便宜を提供するよう調整し推進しなければならない。

第三十四条

【原文】 金融机构应当按照规定建立客户身份资料和交易记录保存制度。

在业务关系存续期间，客户身份信息发生变更的，应当及时更新。

客户身份资料在业务关系结束后、客户交易信息在交易结束后，应当至少保存十年。

金融机构解散、被撤销或者被宣告破产时，应当将客户身份资料和客户交易信息移交国务院有关部门指定的机构。

【訳文】 金融機関は、規定に従って顧客の身元資料及び取引記録の保存制度を確立しなければならない。

業務関係の存続期間中、顧客の身元情報に変更が生じたときは、速やかに更新しなければならない。

顧客の身元資料は業務関係の終了後、顧客の取引情報は取引の終了後、少なくとも10年間保存しなければならない。

金融機関は、解散し、取り消され、又は破産を宣告されたときは、顧客の身元資料及び顧客の取引情報を国务院の関係部門が指定する機関に引き渡さなければならない。

第三十五条

【原文】 金融机构应当按照规定执行大额交易报告制度，客户单笔交易或者在一定期限内的累计交易超过规定金额的，应当及时向反洗钱监测分析机构报告。

金融机构应当按照规定执行可疑交易报告制度，制定并不断优化监测标准，有效识别、分析可疑交易活动，及时向反洗钱监测分析机构提交可疑交易报告；提交可疑交易报告的情况应当保密。

【訳文】 金融機関は、規定に従って大口取引報告制度を実施しなければならず、顧客の1回の取引又は一定期間内の累計取引が規定の金額を超えるときは、速やかに反マネーロンダリング監視分析機構に報告しなければならない。

金融機関は、規定に従って疑わしい取引の報告制度を実施し、監視基準を定めて絶えず最適化し、疑わしい取引活動を有効に識別し及び分析し、速やかに反マネーロンダリング監視分析機構に疑わしい取引の報告を提出しなければならない。疑わしい取引の報告を提出した事実は、秘密を保持しなければならない。

第三十六条

【原文】金融机构应当在反洗钱行政主管部门的指导下，关注、评估运用新技术、新产品、新业务等带来的洗钱风险，根据情形采取相应措施，降低洗钱风险。

【訳文】金融機関は、反マネーロンダリング行政主管部門の指導の下で、新技術、新製品、新業務等の運用によりもたらされるマネーロンダリングのリスクを注視し及び評価し、状況に応じて相応の措置をとり、マネーロンダリングのリスクを低減しなければならない。

第三十七条

【原文】在境内外设有分支机构或者控股其他金融机构的金融机构，以及金融控股公司，应当在总部或者集团层面统筹安排反洗钱工作。为履行反洗钱义务在公司内部、集团成员之间共享必要的反洗钱信息的，应当明确信息共享机制和程序。共享反洗钱信息，应当符合有关信息保护的法律规定，并确保相关信息不被用于反洗钱和反恐怖主义融资以外的用途。

【訳文】境内外に支店等を設け、若しくは他の金融機関を支配する金融機関又は金融持株会社は、本部又はグループのレベルで反マネーロンダリング業務を統括して手配しなければならない。反マネーロンダリング義務を履行するために会社内部又はグループ構成員の間で必要な反マネーロンダリング情報を共有するときは、情報共有の仕組み及び手続を明確にしなければならない。反マネーロンダリング情報の共有は、情報保護に関する法律の規定に適合しなければならない。かつ、関連する情報が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策以外の用途に用いられないことを確保しなければならない。

第三十八条

【原文】与金融机构存在业务关系的单位和个人应当配合金融机构的客户尽职调查，提供真实有效的身份证件或者其他身份证明文件，准确、完整填报身份信息，如实提供与交易和资金相关的资料。

单位和个人拒不配合金融机构依照本法采取的合理的客户尽职调查措施的，金融机构按照规定的程序，可以采取限制或者拒绝办理业务、终止业务关系等洗钱风险管理措施，并根据情况提交可疑交易报告。

【訳文】金融機関と業務関係のある法人その他の団体及び個人は、金融機関の顧客デューデリジェンスに協力し、真実かつ有効な身分証その他の身元証明書類を提供し、身元情報を正確かつ完全に記入し、取引及び資金に関連する資料を事実のとおり提供しなければならない。

法人その他の団体及び個人が、金融機関がこの法律に従ってとる合理的な顧客デューデリジェンス措置への協力を拒んだときは、金融機関は、規定の手続に従って、業務の取扱いの制限若しくは拒否、業務関係の終了等のマネーロンダリングリスク管理措置をとることができ、状況に応じて疑わしい取引の報告を提出する。

第三十九条

【原文】单位和个人对金融机构采取洗钱风险管理措施有异议的，可以向金融机构提出。金融机构应当在十五日内进行处理，并将结果答复当事人；涉及客户基本的、必需的金融服务的，应当及时处理并答复当事人。相关单位和个人逾期未收到答复，或者对处理结果不满意的，可以向反洗钱行政主管部门投诉。

前款规定的单位和个人对金融机构采取洗钱风险管理措施有异议的，也可以依法直接向人民法院提起诉讼。

【訳文】法人その他の団体及び個人は、金融機関がとったマネーロンダリングリスク管理措置に異議があるときは、金融機関に申し出ることができる。金融機関は、15日以内に処理し、その結果を当事者に回答しなければならない。顧客の基本的かつ必要な金融サービスに関わるときは、速やかに処理し当事者に回答しなければならない。関係する法人その他の団体及び個人は、期限を過ぎても回答を受けないとき、又は処理結果に不服があるときは、反マネーロンダリング行政主管部門に苦情を申し立てることができる。

前項に定める法人その他の団体及び個人は、金融機関がとったマネーロンダリングリスク管理措置に異議があるときは、法に従って直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

第四十条

【原文】任何单位和个人应当按照国家有关机关要求对下列名单所列对象采取反洗钱特别预防措施：

- （一）国家反恐怖主义工作领导机构认定并由其办事机构公告的恐怖活动组织和人员名单；
- （二）外交部发布的执行联合国安理会决议通知中涉及定向金融制裁的组织和人员名单；
- （三）国务院反洗钱行政主管部门认定或者会同国家有关机关认定的，具有重大洗钱风险、不采取措施可能造成严重后果的组织和人员名单。

对前款第一项规定的名单有异议的，当事人可以依照《中华人民共和国反恐怖主义法》的规定申请复核。对前款第二项规定的名单有异议的，当事人可以按照有关程序提出从名单中除去的申请。对前款第三项规定的名单有异议的，当事人可以向作出认定的部门申请行政复议；对行政复议决定不服的，可以依法提起行政诉讼。

反洗钱特别预防措施包括立即停止向名单所列对象及其代理人、受其指使的组织和个人、其直接或者间接控制的组织提供金融等服务或者资金、资产，立即限制相关资金、资产转移等。

第一款规定的名单所列对象可以按照规定向国家有关机关申请使用被限制的资金、资产用于单位和个人的基本开支及其他必需支付的费用。采取反洗钱特别预防措施应当保护善意第三人合法权益，善意第三人可以依法进行权利救济。

【訳文】 いかなる法人その他の団体及び個人も、国家の関係機関の要求に従って、次に掲げるリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

（1）国家反テロリズム業務指導機構が認定し、その事務機構が公告するテロ活動組織及び人員のリスト

（2）外交部が発布する国際連合安全保障理事会決議の執行に関する通知中の、対象を特定した金融制裁に関わる組織及び人員のリスト

（3）国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が認定し、又は国家の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングのリスクを有し、措置をとらなければ重大な結果を生じさせるおそれのある組織及び人員のリスト

前項第1号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、《中華人民共和国反テロリズム法》の規定に従って再審査を申請することができる。前項第2号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、関係手続に従ってリストからの削除を申請することができる。前項第3号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、認定をした部門に行政不服審査を申請することができ、行政不服審査の決定に不服があるときは、法に従って行政訴訟を提起することができる。

反マネーロンダリング特別予防措置には、リストに掲載された対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員並びにその直接又は間接に支配する組織に対する金融等のサービス又は資金若しくは資産の提供を直ちに停止すること、関連する資金及び資産の移転を直ちに制限すること等が含まれる。

第1項に定めるリストに掲載された対象は、規定に従って、国家の関係機関に対し、制限された資金及び資産を法人その他の団体及び個人の基本的支出その他の必要な支払費用に充てるための使用を申請することができる。反マネーロンダリング特別予防措置をとるに当たっては、善意の第三者の合法的な権益を保護しなければならない、善意の第三者は、法に従って権利の救済を求めることができる。

第四十一条

【原文】 金融机构应当识别、评估相关风险并制定相应的制度，及时获取本法第四十条第一款规定的名单，对客户及其交易对象进行核查，采取相应措施，并向反洗钱行政主管部门报告。

【訳文】 金融機関は、関連するリスクを識別し及び評価して相応の制度を定め、この法律第40条第1項に定めるリストを速やかに取得し、顧客及びその取引の相手方について照合し、相応の措置をとり、反マネーロンダリング行政主管部門に報告しなければならない。

第四十二条

【原文】特定非金融机构在从事规定的特定业务时，参照本章关于金融机构履行反洗钱义务的相关规定，根据行业特点、经营规模、洗钱风险状况履行反洗钱义务。

【訳文】特定非金融機関は、規定の特定業務に従事するに当たり、金融機関の反マネーロンダリング義務の履行に関するこの章の関係規定を参照し、業界の特性、経営規模及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて反マネーロンダリング義務を履行する。

第4章 反マネーロンダリング調査（第四章 反洗钱调查）

第四十三条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构发现涉嫌洗钱的可疑交易活动或者违反本法规定的其他行为，需要调查核实的，经国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构负责人批准，可以向金融机构、特定非金融机构发出调查通知书，开展反洗钱调查。

反洗钱行政主管部门开展反洗钱调查，涉及特定非金融机构的，必要时可以请求有关特定非金融机构主管部门予以协助。

金融机构、特定非金融机构应当配合反洗钱调查，在规定时限内如实提供有关文件、资料。开展反洗钱调查，调查人员不得少于二人，并应当出示执法证件和调查通知书；调查人员少于二人或者未出示执法证件和调查通知书的，金融机构、特定非金融机构有权拒绝接受调查。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関は、マネーロンダリングの嫌疑がある疑わしい取引活動その他のこの法律の規定に違反する行為を発見し、調査し確認する必要があるときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関の責任者の承認を得て、金融機関又は特定非金融機関に調査通知書を発し、反マネーロンダリング調査を行うことができる。

反マネーロンダリング行政主管部门は、反マネーロンダリング調査を行うに当たり、特定非金融機関に関わる場合は、必要に応じて、関係特定非金融機関主管部门に協力を求めることができる。

金融機関及び特定非金融機関は、反マネーロンダリング調査に協力し、規定の期限内に関係する文書及び資料を事実のとおり提供しなければならない。

反マネーロンダリング調査を行うに当たっては、調査人員は2人を下回ってはならず、かつ、法執行証及び調査通知書を提示しなければならない。調査人員が2人に満たず、又は法執行証及び調査通知書を提示しないときは、金融機関及び特定非金融機関は、調査を受けることを拒む権利を有する。

第四十四条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构开展反洗钱调查，可以采取下列措施：

- （一）询问金融机构、特定非金融机构有关人员，要求其说明情况；
- （二）查阅、复制被调查对象的账户信息、交易记录和其他有关资料；
- （三）对可能被转移、隐匿、篡改或者毁损的文件、资料予以封存。

询问应当制作询问笔录。询问笔录应当交被询问人核对。记载有遗漏或者差错的，被询问人可以要求补充或者更正。被询问人确认笔录无误后，应当签名或者盖章；调查人员也应当在笔录上签名。

调查人员封存文件、资料，应当会同金融机构、特定非金融机构的工作人员查点清楚，当场开列清单一式二份，由调查人员和金融机构、特定非金融机构的工作人员签名或者盖章，一份交金融机构或者特定非金融机构，一份附卷备查。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関は、反マネーロンダリング調査を行うに当たり、次に掲げる措置をとることができる。

- （1）金融機関又は特定非金融機関の関係者に質問し、状況の説明を求めること。
- （2）調査対象者の口座情報、取引記録その他の関係資料を閲覧し及び複製すること。
- （3）移転され、隠匿され、改ざんされ又は毀損されるおそれのある文書及び資料を封印保存すること。

質問をするときは、質問調書を作成しなければならない。質問調書は、被質問者に交付して照合させなければならない。記載に遺漏又は誤りがあるときは、被質問者は補充又は訂正を求めることができる。被質問者は、調書に誤りがないことを確認した後、署名し又は押印しなければならない。調査人員も、調書に署名しなければならない。

調査人員は、文書及び資料を封印保存するときは、金融機関又は特定非金融機関の職員と共同してはっきりと点検し、その場で目録を2通作成し、調査人員及び金融機関又は特定非金融機関の職員が署名し又は押印し、1通を金融機関又は特定非金融機関に交付し、1通を記録に添付して保管しなければならない。

第四十五条

【原文】经调查仍不能排除洗钱嫌疑或者发现其他违法犯罪线索的，应当及时向有管辖权的机关移送。接受移送的机关应当按照有关规定反馈处理结果。

客户转移调查所涉及的账户资金的，国务院反洗钱行政主管部门认为必要时，经其负责人批准，可以采取临时冻结措施。

接受移送的机关接到线索后，对已依照前款规定临时冻结的资金，应当及时决定是否继续冻结。接受移送的机关认为需要继续冻结的，依照相关法律规定采取冻结措施；认为不需要继续冻结的，应当立即通知国务院反洗钱行政主管部门，国务院反洗钱行政主管部门应当立即通知金融机构解除冻结。

临时冻结不得超过四十八小时。金融机构在按照国务院反洗钱行政主管部门的要求采取临时冻结措施后四十八小时内，未接到国家有关机关继续冻结通知的，应当立即解除冻结。

【訳文】調査を経てもなおマネーロンダリングの嫌疑を排除することができず、又はその他の違法犯罪の手掛かりを発見したときは、速やかに管轄権を有する機関に移送しなければならない。移送を受けた機関は、関係規定に従って処理結果をフィードバックしなければならない。

顧客が調査に係る口座の資金を移転するときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门は、必要があると認めるときは、その責任者の承認を得て、一時凍結措置をとることができる。

移送を受けた機関は、手掛かりを受け取った後、前項の規定により既に一時凍結された資金について、凍結を継続するか否かを速やかに決定しなければならない。移送を受けた機関は、凍結を継続する必要があると認めるときは、関連する法律の規定に従って凍結措置をとり、凍結を継続する必要がないと認めるときは、直ちに国务院の反マネーロンダリング行政主管部门に通知しなければならない。国务院の反マネーロンダリング行政主管部门は、直ちに金融機関に凍結の解除を通知しなければならない。

一時凍結は、48時間を超えてはならない。金融機関は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门の要求に従って一時凍結措置をとった後48時間以内に国家の関係機関から凍結継続の通知を受けなかったときは、直ちに凍結を解除しなければならない。

第5章 反マネーロンダリング国際協力（第五章 反洗钱国际合作）

第四十六条

【原文】中华人民共和国根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，开展反洗钱国际合作。

【訳文】中華人民共和国は、締結し若しくは加入した国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に従って、反マネーロンダリング国際協力を行う。

第四十七条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门根据国务院授权，负责组织、协调反洗钱国际合作，代表中国政府参与有关国际组织活动，依法与境外相关机构开展反洗钱合作，交换反洗钱信息。国家有关机关依法在职责范围内开展反洗钱国际合作。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部门は、国务院の授權に基づき、反マネーロンダリング国際協力の組織及び調整について責任を負い、中国政府を代表して関係国際組織の活動に参加し、法に従って境外の関係機関と反マネーロンダリング協力を行い、反マネーロンダリング情報を交換する。

国家の関係機関は、法に従って職責の範囲内で反マネーロンダリング国際協力を行う。

第四十八条

【原文】涉及追究洗钱犯罪的司法协助，依照《中华人民共和国国际刑事司法协助法》以及有关法律的规定办理。

【訳文】マネーロンダリング犯罪の追及に関わる司法共助は、《中華人民共和国国際刑事司法共助法》及び関係する法律の規定に従って処理する。

第四十九条

【原文】国家有关机关在依法调查洗钱和恐怖主义融资活动中，按照对等原则或者经与有关国家协商一致，可以要求在境内开立代理行账户或者与我国存在其他密切金融联系的境外金融机构予以配合。

【訳文】国家の関係機関は、法に従ってマネーロンダリング及びテロ資金供与の活動を調査する過程において、相互主義の原則に従い、又は関係国との協議による合意を経て、境内にコルレス口座を開設し、又はわが国とその他の密接な金融上のつながりを有する境外の金融機関に協力を求めることができる。

第五十条

【原文】外国国家、组织违反对等、协商一致原则直接要求境内金融机构提交客户身份资料、交易信息，扣押、冻结、划转境内资金、资产，或者作出其他行动的，金融机构不得擅自执行，并应当及时向国务院有关金融管理部门报告。

除前款规定外，外国国家、组织基于合规监管的需要，要求境内金融机构提供概要性合规信息、经营信息等信息的，境内金融机构向国务院有关金融管理部门和国家有关机关报告后可以提供或者予以配合。

前两款规定的资料、信息涉及重要数据和個人情報の，还应当符合国家数据安全、个人信息保护有关规定。

【訳文】外国の国家又は組織が、相互主義及び協議による合意の原則に違反して、直接境内の金融機関に対し、顧客の身元資料若しくは取引情報の提出、境内の資金若しくは資産の差押え、凍結若しくは振替又はその他の行動を求めたときは、金融機関は、ほしいままにこれを執行してはならず、速やかに国务院の関係金融管理部门に報告しなければならない。

前項に定める場合を除き、外国の国家又は組織がコンプライアンス監督管理の必要に基づき、境内の金融機関に対し概要的なコンプライアンス情報、経営情報等の情報の提供を求めたときは、境内の金融機関は、国务院の関係金融管理部门及び国家の関係機関に報告した後、これを提供し又は協力することができる。

前2項に定める資料及び情報が重要データ及び個人情報に関わるときは、更に国家のデータ安全管理及び個人情報保護に関する規定に適合しなければならない。

第6章 法律上の責任（第六章 法律责任）

第五十一条

【原文】反洗钱行政主管部门和其他依法负有反洗钱监督管理职责的部门从事反洗钱工作的人员有下列行为之一的，依法给予处分：

- （一）违反规定进行检查、调查或者采取临时冻结措施；
- （二）泄露因反洗钱知悉的国家秘密、商业秘密或者个人隐私、个人信息；
- （三）违反规定对有关机构和人员实施行政处罚；
- （四）其他不依法履行职责的行为。

其他国家机关工作人员有前款第二项行为的，依法给予处分。

【訳文】反マネーロンダリング行政主管部門その他の法により反マネーロンダリングの監督管理の職責を負う部門の反マネーロンダリング業務に従事する者が次に掲げる行為のいずれかをしたときは、法により処分する。

- （1）規定に違反して検査若しくは調査を行い、又は一時凍結措置をとること。
- （2）反マネーロンダリングにより知り得た国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシー若しくは個人情報を漏洩すること。
- （3）規定に違反して関係する機関及び人員に行政処罰を科すること。
- （4）その他法に従って職責を履行しない行為

その他の国家機関業務人員が前項第2号の行為をしたときは、法により処分する。

第五十二条

【原文】金融机构有下列情形之一的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正；情节较重的，给予警告或者处二十万元以下罚款；情节严重或者逾期未改正的，处二十万元以上二百万元以下罚款，可以根据情形在职责范围内或者建议有关金融管理部门限制或者禁止其开展相关业务：

- （一）未按照规定制定、完善反洗钱内部控制制度规范；
- （二）未按照规定设立专门机构或者指定内设机构牵头负责反洗钱工作；
- （三）未按照规定根据经营规模和洗钱风险状况配备相应人员；
- （四）未按照规定开展洗钱风险评估或者健全相应的风险管理制度；
- （五）未按照规定制定、完善可疑交易监测标准；
- （六）未按照规定开展反洗钱内部审计或者社会审计；
- （七）未按照规定开展反洗钱培训；

- （八）应当建立反洗钱相关信息系统而未建立，或者未按照规定完善反洗钱相关信息系统；
- （九）金融机构的负责人未能有效履行反洗钱职责。

【訳文】金融機関が次のいずれかに該当するときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命ずる。情状が比較的重いときは、警告し又は20万元以下の過料に処する。情状が重いとき又は期限を過ぎても是正しないときは、20万元以上200万元以下の過料に処し、状況に応じて、職責の範囲内で、又は関係金融管理部门に建議して、関連する業務の実施を制限し又は禁止することができる。

- （1）規定に従って反マネーロンダリングの内部統制制度の規範を制定せず、又は整備していないとき。
- （2）規定に従って専門の部署を設置せず、又は内部の部署を指定して反マネーロンダリング業務を主導させていないとき。
- （3）規定に従って経営規模及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて相応の人員を配置していないとき。
- （4）規定に従ってマネーロンダリングのリスク評価を行わず、又は相応のリスク管理制度を健全化していないとき。
- （5）規定に従って疑わしい取引の監視基準を制定せず、又は整備していないとき。
- （6）規定に従って反マネーロンダリングの内部監査又は外部監査を行っていないとき。
- （7）規定に従って反マネーロンダリングの研修を行っていないとき。
- （8）反マネーロンダリング関連の情報システムを構築すべきであるのに構築せず、又は規定に従って反マネーロンダリング関連の情報システムを整備していないとき。
- （9）金融機関の責任者が反マネーロンダリングの職責を有効に履行していないとき。

第五十三条

【原文】金融机构有下列行为之一的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正，可以给予警告或者处二十万元以下罚款；情节严重或者逾期未改正的，处二十万元以上二百万元以下罚款：

- （一）未按照规定开展客户尽职调查；
- （二）未按照规定保存客户身份资料和交易记录；
- （三）未按照规定报告大额交易；
- （四）未按照规定报告可疑交易。

【訳文】金融機関が次に掲げる行為のいずれかをしたときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命じ、警告し又は20万元以下の過料に処することができる。情状が重いとき又は期限を過ぎても是正しないときは、20万元以上200万元以下の過料に処する。

- （1）規定に従って顧客デューデリジェンスを行わないこと。

- (2) 規定に従って顧客の身元資料及び取引記録を保存しないこと。
- (3) 規定に従って大口取引を報告しないこと。
- (4) 規定に従って疑わしい取引を報告しないこと。

第五十四条

【原文】 金融机构有下列行为之一的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正，处五十万元以下罚款；情节严重的，处五十万元以上五百万元以下罚款，可以根据情形在职责范围内或者建议有关金融管理部门限制或者禁止其开展相关业务：

- （一）为身份不明的客户提供服务、与其进行交易，为客户开立匿名账户、假名账户，或者为冒用他人身份的客户开立账户；
- （二）未按照规定对洗钱高风险情形采取相应洗钱风险管理措施；
- （三）未按照规定采取反洗钱特别预防措施；
- （四）违反保密规定，查询、泄露有关信息；
- （五）拒绝、阻碍反洗钱监督管理、调查，或者故意提供虚假材料；
- （六）篡改、伪造或者无正当理由删除客户身份资料、交易记录；
- （七）自行或者协助客户以拆分交易等方式故意逃避履行反洗钱义务。

【訳文】 金融機関が次に掲げる行為のいずれかをしたときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命じ、50万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50万元以上500万元以下の過料に処し、状況に応じて、職責の範囲内で、又は関係金融管理部门に建議して、関連する業務の実施を制限し又は禁止することができる。

- （1）身元の不明な顧客にサービスを提供し若しくはこれと取引をし、顧客のために匿名口座若しくは仮名口座を開設し、又は他人の身元を冒用する顧客のために口座を開設すること。
- （2）規定に従ってマネーロンダリングの高リスクの事情について相応のマネーロンダリングリスク管理措置をとらないこと。
- （3）規定に従って反マネーロンダリング特別予防措置をとらないこと。
- （4）秘密保持の規定に違反して、関係する情報を照会し又は漏洩すること。
- （5）反マネーロンダリングの監督管理若しくは調査を拒み若しくは妨げ、又は故意に虚偽の資料を提供すること。
- （6）顧客の身元資料若しくは取引記録を改ざんし、偽造し、又は正当な理由なく削除すること。
- （7）自ら又は顧客を援助して、取引の分割等の方法により故意に反マネーロンダリング義務の履行を免れること。

第五十五条

【原文】金融机构有本法第五十三条、第五十四条规定的行为，致使犯罪所得及其收益通过本机构得以掩饰、隐瞒的，或者致使恐怖主义融资后果发生的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正，涉及金额不足一千万元的，处五十万元以上一千万元以下罚款；涉及金额一千万元以上的，处涉及金额百分之二十以上二倍以下罚款；情节严重的，可以根据情形在职责范围内实施或者建议有关金融管理部门实施限制、禁止其开展相关业务，或者责令停业整顿、吊销经营许可证等处罚。

【訳文】金融機関がこの法律第 53 条又は第 54 条に定める行為をし、犯罪所得及びその収益を当該機関を通じて隠蔽し若しくは秘匿させ、又はテロ資金供与の結果を発生させたときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命じ、関係する金額が 1,000 万元に満たないときは 50 万元以上 1,000 万元以下の過料に処し、関係する金額が 1,000 万元以上であるときは関係する金額の 20 パーセント以上 2 倍以下の過料に処する。情状が重いときは、状況に応じて、職責の範囲内で実施し、又は関係金融管理部门に建議して実施させることにより、関連する業務の実施の制限若しくは禁止、又は業務停止・整理の命令、営業許可証の取消し等の処罰を科することができる。

第五十六条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构依照本法第五十二条至第五十四条规定对金融机构进行处罚的，还可以根据情形对负有责任的董事、监事、高级管理人员或者其他直接责任人员，给予警告或者处二十万元以下罚款；情节严重的，可以根据情形在职责范围内实施或者建议有关金融管理部门实施取消其任职资格、禁止其从事有关金融行业工作等处罚。

国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构依照本法第五十五条规定对金融机构进行处罚的，还可以根据情形对负有责任的董事、监事、高级管理人员或者其他直接责任人员，处二十万元以上一百万元以下罚款；情节严重的，可以根据情形在职责范围内实施或者建议有关金融管理部门实施取消其任职资格、禁止其从事有关金融行业工作等处罚。

前两款规定的金融机构董事、监事、高级管理人员或者其他直接责任人员能够证明自己已经勤勉尽责采取反洗钱措施的，可以不予处罚。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関がこの法律第 52 条から第 54 条までの規定により金融機関を処罰するときは、更に状況に応じて、責任を負う取締役、監査役、高級管理職その他の直接責任者に対し、警告し又は 20 万元以下の過料に処することができる。情状が重いときは、状況に応じて、職責の範囲内で実施し、又は関係金融管理部门に建議して実施させることにより、その在職資格の取消し、関係する金融業務への従事の禁止等の処罰を科することができる。

国務院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機関がこの法律第 55 条の規定により金融機関を処罰するときは、更に状況に応じて、責任を負う取締役、監査役、高級管理職その他の直接責任者に対し、20 万元以上 100 万元以下の過料に処することができる。情状が重いときは、状況に応じて、職責の範囲内で実施し、又は関係金融管理部門に建議して実施させることにより、その在職資格の取消し、関係する金融業務への従事の禁止等の処罰を科することができる。

前 2 項に定める金融機関の取締役、監査役、高級管理職その他の直接責任者が、自ら勤勉に責任を尽くして反マネーロンダリング措置をとったことを証明することができるときは、処罰しないことができる。

第五十七条

【原文】金融机构违反本法第五十条规定擅自采取行动的，由国务院有关金融管理部门处五十万元以下罚款；情节严重的，处五十万元以上五百万元以下罚款；造成损失的，并处所造成直接经济损失一倍以上五倍以下罚款。对负有责任的董事、监事、高级管理人员或者其他直接责任人员，可以由国务院有关金融管理部门给予警告或者处五十万元以下罚款。

境外金融机构违反本法第四十九条规定，对国家有关机关的调查不予配合的，由国务院反洗钱行政主管部门依照本法第五十四条、第五十六条规定进行处罚，并可以根据情形将其列入本法第四十条第一款第三项规定的名单。

【訳文】金融機関がこの法律第 50 条の規定に違反してほしいままに行動をとったときは、国務院の関係金融管理部門が 50 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50 万元以上 500 万元以下の過料に処する。損失を生じさせたときは、更に生じさせた直接の経済的損失の 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。責任を負う取締役、監査役、高級管理職その他の直接責任者に対しては、国務院の関係金融管理部門が警告し又は 50 万元以下の過料に処することができる。

境外の金融機関がこの法律第 49 条の規定に違反して国家の関係機関の調査に協力しないときは、国務院の反マネーロンダリング行政主管部門がこの法律第 54 条及び第 56 条の規定により処罰し、かつ、状況に応じて、これをこの法律第 40 条第 1 項第 3 号に定めるリストに掲載することができる。

第五十八条

【原文】特定非金融机构违反本法规定的，由有关特定非金融机构主管部门责令限期改正；情节较重的，给予警告或者处五万元以下罚款；情节严重或者逾期未改正的，处五万元以上五十万元以下罚款；对有关负责人，可以给予警告或者处五万元以下罚款。

【訳文】特定非金融機関がこの法律の規定に違反したときは、関係特定非金融機関主管部門が期限を定めて是正を命ずる。情状が比較的重いときは、警告し又は 5 万元以下の過料に処

する。情状が重いとき又は期限を過ぎても是正しないときは、5万元以上50万元以下の過料に処する。関係する責任者に対しては、警告し又は5万元以下の過料に処することができる。

第五十九条

【原文】金融机构、特定非金融机构以外的单位和个人未依照本法第四十条规定履行反洗钱特别预防措施义务的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正；情节严重的，对单位给予警告或者处二十万元以下罚款，对个人给予警告或者处五万元以下罚款。

【訳文】金融機関及び特定非金融機関以外の法人その他の団体及び個人がこの法律第40条の規定に従って反マネーロンダリング特別予防措置の義務を履行しないときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命ずる。情状が重いときは、法人その他の団体に対しては警告し又は20万元以下の過料に処し、個人に対しては警告し又は5万元以下の過料に処する。

第六十条

【原文】法人、非法人组织未按照规定向登记机关提交受益所有人信息的，由登记机关责令限期改正；拒不改正的，处五万元以下罚款。向登记机关提交虚假或者不实的受益所有人信息，或者未按照规定及时更新受益所有人信息的，由国务院反洗钱行政主管部门或者其设区的市级以上派出机构责令限期改正；拒不改正的，处五万元以下罚款。

【訳文】法人又は非法人組織が規定に従って登記機関に実質的支配者情報を提出しないときは、登記機関が期限を定めて是正を命じ、是正を拒むときは、5万元以下の過料に処する。登記機関に虚偽の若しくは事実と異なる実質的支配者情報を提出し、又は規定に従って実質的支配者情報を速やかに更新しないときは、国务院の反マネーロンダリング行政主管部门又はその区を設ける市級以上の派出機関が期限を定めて是正を命じ、是正を拒むときは、5万元以下の過料に処する。

第六十一条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门应当综合考虑金融机构的经营规模、内部控制制度执行情况、勤勉尽责程度、违法行为持续时间、危害程度以及整改情况等因素，制定本法相关行政处罚裁量基准。

【訳文】国务院の反マネーロンダリング行政主管部门は、金融機関の経営規模、内部統制制度の執行状況、勤勉に責任を尽くした程度、違法行為の継続期間、危害の程度及び是正状況等の要素を総合的に考慮して、この法律に関連する行政処罰の裁量基準を制定しなければならない。

第六十二条

【原文】违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

利用金融机构、特定非金融机构实施或者通过非法渠道实施洗钱犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。
金融機関若しくは特定非金融機関を利用して、又は不法なルートを通じてマネーロンダリング犯罪を実行したときは、法により刑事責任を追及する。

第7章 附則（第七章 附則）

第六十三条

【原文】在境内设立的下列机构，履行本法规定的金融机构反洗钱义务：

- （一）银行业、证券基金期货业、保险业、信托业金融机构；
- （二）非银行支付机构；
- （三）国务院反洗钱行政主管部门确定并公布的其他从事金融业务的机构。

【訳文】境内に設立された次に掲げる機関は、この法律に定める金融機関の反マネーロンダリング義務を履行する。

- （1）銀行業、証券・投資信託・先物業、保険業及び信託業の金融機関
- （2）非銀行決済機関
- （3）国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が確定し公布するその他の金融業務に従事する機関

第六十四条

【原文】在境内设立的下列机构，履行本法规定的特定非金融机构反洗钱义务：

- （一）提供房屋销售、房屋买卖经纪服务的房地产开发企业或者房地产中介机构；
- （二）接受委托为客户办理买卖不动产，代管资金、证券或者其他资产，代管银行账户、证券账户，为成立、运营企业筹措资金以及代理买卖经营性实体业务的会计师事务所、律师事务所、公证机构；
- （三）从事规定金额以上贵金属、宝石现货交易的交易商；
- （四）国务院反洗钱行政主管部门会同国务院有关部门根据洗钱风险状况确定的其他需要履行反洗钱义务的机构。

【訳文】境内に設立された次に掲げる機関は、この法律に定める特定非金融機関の反マネーロンダリング義務を履行する。

- （1）住宅の販売又は住宅売買の仲介サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機関
- （2）委託を受けて顧客のために、不動産の売買、資金、証券その他の資産の管理代行、銀行口座若しくは証券口座の管理代行、企業の設立若しくは運営のための資金調達、及び事業体の売買の代理の業務を取り扱う会計師事務所、弁護士事務所及び公証機関
- （3）規定の金額以上の貴金属又は宝石の現物取引に従事する取引業者
- （4）国務院の反マネーロンダリング行政主管部門が国務院の関係部門と共同してマネーロンダリングのリスク状況に応じて確定するその他の反マネーロンダリング義務を履行する必要がある機関

第六十五条

【原文】 本法自 2025 年 1 月 1 日起施行。

【訳文】 この法律は、2025 年 1 月 1 日から施行する。